

タブレット端末の活用ルール

徳島市教育委員会

皆さんが、夢と希望に満ちた未来社会を切り拓く力を身につけていけるように、一人一台タブレット端末を貸し出すことになりました。学校から貸し出されるタブレット端末には、様々な機能があり、上手に使うことで授業の学びをより深めることができます。しかし、使い方を間違えると破損したりトラブルの原因となったりと、心配されることがたくさんあります。そこで、きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるように「タブレット端末の活用ルール」を定めました。皆さんがこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

(この「タブレット端末の活用ルール」にある「タブレット」は、学校から貸し出したタブレットのことを表しています。)

1 タブレットを使う目的

□タブレットは、授業中や家庭での学習活動のために使いましょう。ゲームや学習に関係の無い動画の閲覧等、学習活動以外の使用は控えましょう。

2 使用場所

□原則として、学校と自宅でのみ使用しましょう。ただし、学習活動に必要な場合限り、上記以外の場所でも使用できます。紛失や盗難、落下による破損等には十分に気をつけましょう。

3 学校・家庭で使用する時

① 校内での活用について

- 原則として、授業や委員会活動など学習活動に使用しましょう。
- タブレットで作成したデータ（写真や動画も含む）は、指定の場所に保存しましょう。
- タブレットで作成した資料やインターネットから取り込んだデータを保存する時は、著作権等に配慮しましょう。
- 教室を移動する際にタブレットを使用しない時は、教室の保管庫に片付けましょう。
- 正しい姿勢で画面に近づきすぎないように気をつけて使用しましょう。

② 家庭での活用について

- 登下校中は、カバンから出さないようにしましょう。
- タブレットがインターネットにつながるように設定しましょう。
- 家庭学習で使うときは、学校の授業と同じ意識で使いましょう。
- 使う時間は、家の人とよく話し合っ決めてみましょう。寝る30分前までには利用を止めましょう。
- 長い時間使わず、30分に一度は遠くを見る等、時々目を休めながら使いましょう。
- 先生や仲間とのオンライン上でのやり取りには使用しません。

(先生から指示があった場合や感染症拡大防止のための臨時休業、非常変災における臨時休業等の場合を除きます。)

③ 情報モラルを守りましょう

- タブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。また、自分のPINコードやパスワードを他人に教えません。
- 他人のIDやパスワードは使用してはいけません。
- 他人のタブレットを無断で操作してはいけません。
- 許可なく音声、画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードすることはしてはいけません。
- ネット上に書き込まれたデータは完全に消去することができません。自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真等）は、インターネット上には絶対に書き込みません。
- SNSには、相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- インターネットは正しく使えば学習を広めたり、生活を便利にしたりすることができますが、中には怪しいサイトや、個人情報を巧みに得ようとする悪質なサイトもあります。学校はもちろん、家の人ともインターネットを使うときの約束をきちんと決め、もし、危険なサイトに入ってしまったときは、すぐに電源を落とし家の人や先生に知らせましょう。

④ カメラでの撮影や録音について

- カメラで人や他人の持ち物などを撮影したり、音声を録音したりする時は、必ず許可を得るようにしましょう。

4 機器について

- 丁寧に扱きましょう。（投げない、落とさない、ぶつけない、強く押さえない）
- 画面操作は指や専用ペン等を利用しましょう。決して鉛筆の先では触れません。
- タブレットを持ったまま走ったり、画面を操作しながら歩いたりしません。
- ストーブや日光の下等熱い所には置きません。湿気の多い所では使いません。
- 翌日の学校で活用できるように、家に持ち帰ったら充電をするようにしましょう。
- デスクトップのアイコンの位置や背景、ソフトウェアの設定変更等は勝手に変えません。
- タブレット本体が破損や故障したり、紛失をしたりしたときには、学校に連絡しましょう。

※ 使い方が悪く破損、故障した場合や故意に壊した場合、また、紛失した場合は、学校と教育委員会で協議の上、補償を求める場合があります。

5 使用の制限について

- 「タブレット端末の活用ルール」が守れないときは、タブレットの使用を制限することがあります。

令和3年6月